

第10講 1979年3月21日の講義 (pp. 295-327)

■ オルド自由主義（ドイツ自由主義）の再検討 (p. 296-)

- オルド自由主義の考え方（オイケン、レプケ、ミュラーなど）において…
 - － 市場の任務：価格形成のための経済的調整
 - － 統治の任務：社会本位政策を実施し、市場の競争メカニズムが作用できるようにすること
- 統治の任務としての社会本位政策の目標
 - ・ 中央集権化を避けること
 - ・ 中企業の優遇
 - ・ 非プロレタリア企業（手工業、零細小売業など）の支援
 - ・ 所有への接近の増大
 - ・ リスクに対する社会保障を個人保険によって置き換えること
 - ・ 環境の多種多様な問題のすべてを規則づけること など。
- 社会本位政策の多義性、問題
 - － 希望観測的政策であり、「軽い」ものであるという問題
 - － 経済プロセスへの介入ではなく、経済プロセスのための介入でなくてはならないという原則を守っているか疑わしいという問題
 - － 企業という観念をめぐる経済的かつ倫理的な多義性
↓
- オルド自由主義者たちによる社会本位政策の両犠牲（経済政策と生の政策）
 - － 社会的領野のなかへの「企業」形式の一般化：
経済モデルを社会関係のモデル、生存そのもののモデルとする
(＊経済モデル＝需要と供給のモデル、資本とコストと利益から成るモデル)
 - ・ 個人の生は企業の枠組のなかに組み入れられることが可能でなければならない。
 - ・ 企業は個人の手の届くところにあるものでなければならず、一つに依存しなくてもよいほど多数でなければならない。
 - ・ 個人の生そのものを、恒久的企業、多様性をもつ企業としなければならない（私的所有、家族、夫婦生活、保険、年金などとの関係によって）。
 - － 道徳的で文化的な価値（「熱い価値」）再構成の支えとなる
 - ・ 企業を一般化された社会モデルにするなかで成すべきことは、個人が疎外されないようにすること。
 - ・ 個人の周囲に「生の政策」（リュストウ）を打ち立てる。

- 企業社会は、社会領野全体を経済化する、市場へと方向づけられた社会である。同時に、「冷たい」競争メカニズムによって引き起こされた価値や生活に関わる諸効果を埋め合わせようとする社会でもある。レプケ「経済において競争を可能とするような政策を実施しながらも、『政治的で道徳的な枠組』を組織しなければならない」(p. 299)

■ アメリカ新自由主義 (p. 299-)

- 問題はオールド自由主義と同様、市場経済の形式を一般化すること
- 市場経済形式の無制限の一般化がもたらす2つの帰結
 - I. 市場経済の観点からの分析が、経済的ならざる諸領域の解説原理として機能するように…
 - (1) 母親と子供とのあいだの育成的・教育的関係の分析
 - ・ 子供への投資、人的資本への投資(両親によって費やされる時間、教育上の世話など)は所得を産出。
 - ・ 投資した母親は心的所得を得る。
 - (2) 出生率の問題の説明(豊かな家族の方が子供の数を制限することについて)
 - ・ マルサスの観点では、より大きな所得はより多くの子供を許容するはず。
 - ↓ 経済的ファクターの作用
 - ・ 高所得を得ている人々(=大きな人的資本を保持する人々)は、伝統的遺産相続ではなく、人的資本を伝達することで、世代を結ぶ。
 - ・ 多くの子供がいる家族の場合、両親による財政的投資や時間的投資は不可能。
 - (3) 結婚が構成する経済的な合理化についての分析
 - ・ 結婚という長期の契約によって、家庭生活を機能させるために結ぶべき無数の契約について絶えず交渉し直す必要がなくなる。
 - II. 経済学的格子によって、統治行動の有効性を評価することが可能に…
 - 公権力に対する、政治的でも法的でもない批判を構成
 - アメリカン・エンタープライズ・インスティテュート(1943)のなかで発達
 - 統治政策への絶え間ない批判と、日常言語に関する実証主義的批判とのアナロジー
 - 矛盾、整合性の欠如、無意味という観点からの選り分け
 - 市場の法則の名のもと、自由放任が市場の非自由放任へと反転(↔古典的自由主義)
 - 市場は統治の自己制限の原理ではなく、統治に対抗するための原理である。

■ 法律と刑罰システムの歴史的問題 (p. 304-)

- 企業形式の一般化がもたらす2つの特徴(上記I、II)は、犯罪性と刑事裁判の機能に関しての分析のなかにも見出される。
- 18世紀末の刑法改革
 - 改革者は、コストができる限り低くなるような刑罰システムを探し求める

→ 改革者によって提起されていたのは政治経済学の問題

- 法律尊重主義的解決法：

社会にとっての有害な行いを処罰するための、最も経済的で確実な解決法としての「よい法律」

1. 犯罪は、定式化された法律に対する違反として定義される
2. 刑罰は、法律によって決定的なやり方で定められる
3. 刑罰は、法律のなかで、犯罪の重大さに従って加減される
4. 経済裁判所がなすべきことは、犯罪に対して、犯罪者が受ける刑罰をあらかじめ定め一つの法律を適用すること

→ 法律のメカニズムは経済原理として保たれていた：「ホモ・ペナリス（法律によって処罰される人間）」は、厳密な意味において「ホモ・エコノミクス」であった。

- 19世紀末、刑罰システムのもたつき

- 法律：行為（犯罪）のみを罰し、行為（犯罪）との関係を規定
- 処罰（法律の実際の適用）：個人（犯罪者）に対して意味をもつ

→ 法律の適用をますます個別的に変調し、法律を適用される者を心理学的、社会学的、人間的に問題化しようとする傾向：「ホモ・ペナリス」が「ホモ・クリミナリス」へ。

↓

■ 法律と犯罪に関する新自由主義者の分析（p. 307-）

- ゲーリー・ベッカー「犯罪と処罰」（1966）による分析

- 18世紀の刑法における誤りの原因は、法的構造の内部において、経済性から犯罪を分析したことである。
- 法的構造・形式のうちに犯罪を翻訳しようとするのではなく、経済学の問題系の内部で犯罪問題を分析する必要がある。
- 犯罪を定義「個人に対し、刑罰を科されるリスクをもたらすような行動のすべて」（p. 308）
- （フランス刑法典における軽罪「軽罪刑によって処罰されるもの」、重罪「体刑、名誉刑によって処罰されるもの」→ フーコー「犯罪とは、法律によって処罰される全ての行為」）

- ベッカーの分析から読み取られる「視点の差異」

法典における犯罪	新自由主義者たちの語る犯罪
行為の視点 → 裁判官の視点からなされた操作上の定義	犯罪を犯す者、犯すであろう者の視点 → 主体に対して処罰されるリスクをもたらす

- 人的資本と労働に関して行われた視点の移動と同様、個人的主体の側への視点の移行がなされている。

- この移行がなされるのは、主体とその行動様式を経済学的な側面から取り上げたときのみである。個人が統治可能となるのは、個人が（統治と個人の境界面としての）ホモ・エコノミクスである限りにおいてのみ。

→ 個人的主体をホモ・エコノミクスとみなしつつ、個人主体の側への移行がなされる。

➤ 刑罰システムがかかわりをもたなければならないのは、犯罪と犯罪者ではない。刑罰シス

テムがかかわるのは、経済的リスク、刑罰のリスク、刑罰システムによってもたらされる経済的損失のリスクを伴う行動を生産する人々。＝犯罪の供給に対処する必要性

- ベッカーによる処罰の定義：
「ある種の行為によってもたらされる負の外部性を制限するために用いられる手段」(p. 311)

■ 法律の「エンフォースメント」の道具としての刑罰 (p. 313-)

- 処罰の文節化と解体
 - － 法律：コストのかかる禁止事項
 - － 道具の総体：禁止に現実的「力」を与えるもの、法律のエンフォースメント
- 法律のエンフォースメントを構成するもの
 - ・ 各犯罪に対して定められた処罰の量
 - ・ 犯罪の探知を任せられた機構の重要性、活動、熱意、能力
 - ・ 処罰の効力の大小 など。

→ 犯罪の供給に負の需要を対置するような、犯罪市場に対する行動の道具の総体。これはニュートラルなものでも、際限なく拡大できるものでもない。
- 二つの理由（ニュートラルなものでも、際限なく拡大できるものでもない）
 - I. 犯罪の供給は非弾力的である
例) 総売上高の 20 パーセントを盗難によって奪われているスーパーマーケットは、奪われる額を、比較的容易に 5-10 パーセントまで下げることができる。そこには、さほどの経費も監視も法律の過剰なエンフォースメントも必要ない。しかし、5 パーセントからさらに下げるとは非常に困難である。
 - II. エンフォースメントそのものにコストがかかる（「負の外部性」を持つ）
 - － 投資するものはすべて、他の場所で使用できなくなる。
 - － 政治的不都合、社会的な不都合などを伴う。
- 18 世紀の改革者たちが目指した刑罰政策
 - － 犯罪の完全な消滅
 - － パノプティコン型
 - － 「私がもしこの犯罪を犯すとしたら受ける刑罰はあまりに大きい、したがって私はこの犯罪を犯さない」(p. 314) と言おうようにすること。
↑↓
- 新たな刑罰政策
 - － 犯罪の完全な消滅という目標を解消
 - － 犯罪市場での犯罪の供給に対する単なる介入をその調整原理とする。
 - － よい刑罰政策は、犯罪の供給曲線と負の需要曲線とのあいだの均衡を目指す。
 - 社会は、徹底的な規律システムに従う必要はなく、一定の割合の不法行為が伴っても問題ない。刑罰政策の本質的問い、それは「犯罪として何を容認すべきなのか、さらには、容

認しないことを容認しがたいものとは何か」という問い。ベッカー「どれくらいの数の刑罰が許されるべきなのか。第二に、どれくらいの数の非行者が処罰されずにおかれるべきなのか」(p. 315)

- 具体的な現象の検討—麻薬市場の例から
 - 解決法 1：70 年代までの麻薬に対するエンフォースメント政策
 - ・ 精製、販売の組織網を管理・解体する
 - ・ → 市場にもたらされる麻薬の量を減少させる
 - ・ → 麻薬の供給を減少させ、麻薬犯罪の供給を減少させる
 - 結果：失敗
 - (1) 麻薬の単価が上昇
 - (2) 大手の売手、密売人による精製と販売の独占ないし寡占の促進、価格の上昇
 - (3) 犯罪性の増大（麻薬の消費、需要が非弾力的であるため）
 - ↓
 - 解決法 2：新自由主義の観点から定式化された解決法（1973）
 - ・ 弾力的な消費者（新たな消費者）に対し、高額な開始価格を設定
 - ・ → 価格そのものが弾力的な消費者に対して抑止力を発揮
 - ・ 非弾力的な消費者（中毒者）に対しては、可能な限り低い価格で麻薬を与える
 - ・ → 麻薬購入のために、手段を選ばず金銭を手に入れる必要がなくなる（犯罪の減少？）
- 分析の帰結として…
 - I. 犯罪者の人間学的意味の抹消
 - ・ 犯罪者が、経済的行動様式として解釈されうると同時に経済的行動様式として管理されうるような行動様式の一つの要素、次元、レベルの仮定
 - ・ すべての主体が、儲けと損失における変化に対して「反応する」ということを認めなければならない（エールリヒ）
 - ・ 刑罰行動は、可能な儲けと損失のゲームに関する行動＝環境行動でなければならない
→ 刑罰は、市場環境に働きかけなければならない
 - II. 規律モデルの失効
 - 以下のような社会のイメージ、考え、テーマ、プログラムが現れることに
 - ・ 差異のシステムが最適化されているような社会
 - ・ 揺れ動くプロセスに対して場が自由放任されているような社会
 - ・ 個々人や少数者の実践に対する容認のある社会
 - ・ ゲームのプレイヤーに対してではなく、規則に対して作用するような社会
 - ・ 個人に対して環境タイプの介入が行われるような社会

コメント

- ◇ 企業形式の一般化により、非合理的な関係性が経済的観点から説明されるようになるという議

論は、少々恐ろしく、悲しい。しかし、むしろそれらの説明の方が正確で、納得しやすいようにも思われてくる。

- ◇ 自らが自らの生そのものの企業となるということは、ある意味で選択の余地がありそう？で、消費されるばかりではないというのはある種の救いなのかもしれない。一方で、社会そのものが経済モデルからなるのであれば、個人が自律的に生きる可能性など残されているのかという疑問もおぼえる。速いもの、安いもの、費用対効果の高いものばかりが求められ、自分も無意識に求めてしまっているかもしれないなかで、そもそもの行為の意味を思い出して生活したいと思う。
- ◇ 麻薬市場に詳しくないのでわからないが、現在、どちらかといえば失敗に終わった方と同じような政策がとられている、もしくは結果が現れているのではないかと思った。また、中毒者に対して安く麻薬を与えることが、問題の解決に繋がるという例からは、社会の調整のためには犠牲もやむを得ないという姿勢がみえる気がする。あるいは、作り出された犠牲の上にこそ社会は成り立つことができるのだと改めて思う。